

Annual Report 2023

年次報告書

2023年1月～12月（2024年発行）

大阪ユニセフ協会

Osaka Association for UNICEF

unicef  for every child

目 次

I.	組織概要	1
II.	2023年1月～12月 事業と運営の概要	2～6
III.	2023年度収支決算書	7
IV.	役員名簿	8
V.	規約	9～12
VI.	運営組織	13
VII.	ユニセフ協力協定図	13
VIII.	ボランティア	14
	大阪ユニセフ協会の所在地図	15

【注】この年次報告書は大阪ユニセフ協会の2023年1月～12月の状況について記述していますが、IV役員名簿は2024年7月末現在の名簿を掲載しています。

I. 組織概要

名称	大阪ユニセフ協会 2011年4月1日 日本ユニセフ協会大阪支部を改称
目的	公益財団法人日本ユニセフ協会と協力協定を結び、 大阪府を中心にユニセフ協力事業を実施する
設立日	2001年(平成13年)8月1日
代表者	会長 出田 善蔵
事務所	〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-1 OCATビル2F 火曜日から土曜日(祝日を除く)午前11時から午後4時
電話	06-6645-5123 FAX 06-6645-5124
E-Mail	un@unicef-osaka.jp URL https://www.unicef-osaka.jp
役員	顧問 2人、理事 41人、監事 2人(2024年6月末現在)
会員	個人会員100人、団体会員10社(2023年12月末現在)
ボランティア	137人(2023年12月末現在)
主な事業活動	
(1) 広報活動	ユニセフ大阪通信の発行 ホームページ、SNS 学校等への学習協力 セミナー、学習会の開催 視聴覚教材の貸出し 写真展の開催
(2) 募金活動	チャリティイベントの開催 協力団体イベントへの参加、協賛 ハンドインハンド募金 街頭募金(愛称:アリス募金) 募金の受付、募金協力への対応

Ⅱ. 2023年1月～12月 事業と運営の概要

1. 広報活動

□「ユニセフ大阪通信」89号～92号を年4回、各3,500部発行。巻頭記事は、紛争と子どもの福祉をテーマにした内容が続きました。各号の表紙と記事はホームページに掲載しました。

□ ホームページはシステム変更に伴い、昨年9月に全面リニューアルしました。新しい画面はより見やすく、利用者が必要とする情報へ確実にアクセスできるようになりました。またSNSの活用は、インスタグラムでの随時情報発信を行っています。

□ ユニセフ写真展は地域に定着し、開催が増加しています。今年多かったテーマはウクライナ危機を中心に、紛争や災害、気候変動に関する内容が目立ちました。各写真展のテーマは以下の「2. 主なイベントの実施」写真展の項をご参照ください)

2. 主なイベントの実施

休止していたイベントが再開し、参加する機会も増えてきました。以下、○= 主催イベント、●= 他団体主催イベント、V= 当日または期間中の参加ボランティア数を表しています。

○ユニセフ新春交流会 2023 2月4日 中央電気倶楽部ホール

2つの高校生徒によるユニセフ活動の報告、ならびに富田林市在住のカメラマン北川孝次氏のスライド「百年先の笑顔へ」を上映しました。協力者とボランティアが親睦を深めました 71名参加。

●第30回ワンワールドフェスティバル 2月4、5日 北区民センター

国際協力・交流のお祭り。ユニセフもブースに出展し、広報活動を行いました。(V=2日間8人)

●なにわ人形芝居フェスティバル 4月2日 一心寺

天王寺区の一心寺界隈で人形劇やパフォーマンス、飲食テント、体験ワークショップが行われました。ユニセフは広報と募金活動を行いました。(V=7名)

○第15回ユニセフチャリティウォーク 4月9日 花博記念公園鶴見緑地

受付後、順次スタートしました。参加者総数は379名、参加費は募金となりました。初の試みとして「フォトコンテスト」を実施し、11点の応募がありました。(V=多数参加)

●大阪市子どもカーニバル 4月23日 大阪城公園

会場にはクラフト工作、ゲームなど子どもたちが楽しんで参加できる多彩な催しを実施しました。

ユニセフは手作りの遊びを揃え、広報活動を行いました。(V=8人)

●こどもの日写真展 5月3・4・5日 梅田スカイビルタワーイースト3F

「トルコ・シリア大地震 幾重もの苦しみ 生き抜く子どもたち」を開催。同会場で募金活動を実施し、写真展への関心が募金につながりました。(V=3日間合計18名)。

●2023春わくわくフェア 5月7日 梅田スカイビルタワーイースト

地域の方々によるバザーが実施され、ユニセフは広報活動で参加しました。(V=1名)

●さかい福祉まつり 5月28日 堺市役所前広場

堺市内の福祉作業所などで働く人たちが中心となって開催されるお祭り。ユニセフは例年通り「愛と平和コーナー」に出店しました。(V=5人)

○ユニセフセミナー 大阪2023 7月29日 大阪中央公会堂大会議室

テーマは「それでも前へ——学ぼう、感じよう、生き抜く力」とし、講師にユニセフ・コンゴ民主共和国事務所プログラム専門官の堀井健士氏、ムリンディ/ジャパン・ワンラブ・プロジェクトのルダシングワ・ガテラ、真美さん夫妻を迎え、アフリカの現況について聞きました。オンラインでも配信し、会場と合わせて82名が参加しました。

●「おしごとマルシェ」 7月1日、9月18日、11月2日 枚方市立五常小学校

休日の学校を地域に開放し、大人と学校が一体となって子どもの成長を見守ろうという趣旨で始まった活動です。ユニセフは毎回参加し、子どもたち向けに活動紹介を行いました。(V=2~5名)

○ユニセフチャリティバザーOCAT2023 11月4日 OCATポンテ広場

4年ぶりに開催されました。企業や個人からの提供していただいた品々が並び、終日多くの来場者で賑わいました。募金額は経費を差し引いて805,608円となりました。(V=59名)

●堺西区ふれあいまつり 11月11日 堺西区区役所・西文化会館

西区内各小学校区による出店や各種団体によるブース出店が行われ、ユニセフも広報活動を行いました。(V=4名)

○ユニセフシアター第3回上映会 11月23日 ピースおおさか

ドキュメンタリー『世界の果ての通学路』上映後、大阪星光学院中学校の生徒と専修学校クラーク高等学院大阪梅田校の生徒それぞれが関連するテーマで研究発表を行いました。参加者73名。

○第45回ユニセフハンド・イン・ハンド募金 12月10、17、24日 大阪府下18カ所、京都

年末恒例の募金活動に31団体、531人が参加。募金総額は3日間で1,072,161円に達しました。募金はすべて日本ユニセフ協会へ送金しました。

○● ユニセフ写真展（参加V数は1回の開催で2～3人）

テーマは子どもを取り巻く問題を最新の世界情勢と関連付け、ユニセフの活動をわかりやすく伝える工夫をしています。

写真展開催一覧

期間	会場名または催事名	テーマ	期間	会場名または催事名	テーマ
3/7～21	大阪府立中央図書館	11の緊急事態	8/2～14	蛍池公民館	トルコ・シリア大地震
4/3～10	堺市役所	気候変動と世界の子どもたち	9/14～18	千里文化センター(コラボ)	紛争下の子どもたち
4/4～11	咲くやこの花館 (チャリティウオーク)	すべての人に安全な水を	10/18～20	イオン泉南	気候変動・異常気象と世界の子どもたち
4/21～5/17	大阪府立中央図書館	11の緊急事態	11/4	OCATポンテ広場 (チャリティバザー)	笑顔の子どもたち
4/29～5/7	梅田スカイビル (こどもの日チャリティイベント)	トルコ・シリア大地震	11/22～ 12/5	あべのハルカス	気候変動で家を追われた子どもたち
6/2～18	ラスタホール	トルコ・シリア大地震とウクライナ危機	11/23	ピースおおさか (ユニセフシアター)	未来への鍵—すべての子どもに教育を—
6/27～7/10	香里ヶ丘図書館	気候変動と世界の子どもたち	12/2～17	ラスタホール	SDGsから見る世界の現状とユニセフ支援活動
7/29	大阪市中央公会堂 (ユニセフセミナー)	アフリカの子どもたち			

●四天王寺 縁日での広報、募金活動

1/21・22、2/21・22、3/20～22、4/21・22、5/21・22、6/21・22、7/21・22、8/21・22、9/21～23、10/21・22、11/21・22、12/21・22（各日V=2～5人）

●コンサートホールほか、ご提供会場での広報・募金活動（1開催参加V=2～5人）

長らく休止となっていたコンサート会場での募金活動が再開しました。

〈フェニックスホール〉 7/30 〈いずみホール〉 8/18、8/19

○街頭募金活動 JR 難波駅広場

通称「アリス募金」と呼んでいる街頭募金活動がようやく4月から再開し、毎月1回JR難波駅広場で行っています。時には高校生も参加し、若い世代には取り組みやすい活動になっています。

4/15、5/20、6/24、7/8、8/26、9/16、10/26、11/11（各日V=7～10人）

3. 学習協力活動（出前授業）の状況

昨今の国際情勢への関心の高まりにともない、学校からの申し出が増加しています。学習協力グループでは勉強会を開き、講師となるボランティアの養成に務めています。

2023年1月～12月実績（出張・来室・オンラインは件数、貸し出しは本数）

出張	来室	オンライン	本年合計	前年	摘要
34	14	1	49	30	小5、中16、高13、大4、その他（イベント含む）11
DVD貸出し	パネル貸出し		合計	前年	DVD貸出しにはビデオ貸出しを含む
0	5		5	4	幼0、小0、中1、高0、大0、その他4

インターンシップは高校生5名と大学生4名を受け入れました。

【内訳】米UT Austin大1名（7～8月）、大阪清風高等学校1名（7月）、同志社国際高等学校2名（7～11月）、台湾1名（7～8月）、龍谷大4名（10～11月）

◎大阪教育大学とのコラボレーション演習

・活動期間 2023年2月～2024年1月 参加者5名

演習内容：四天王寺での募金活動、出前授業の補助と見学、勉強会参加

ユニティブの活動に参加、「ユニセフセミナー大阪」への参加、事務所での作業

4. 募金の状況

2023年1月～12月実績

金額万円、件数は振込件数

	個人		団体・企業		学校		小計		当協会活動	合計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額	金額
本年	82	313	32	3105	13	53	127	3473	286	3759
前年	73	728	31	3425	15	51	119	4205	232	4438

2023年1月～12月には緊急募金活動はありませんでした。

5. ボランティアの状況

12月末登録者137人。

毎月最終水曜日にボランティア連絡会を任意参加（毎回20人前後が参加）で開催しイベントや各グループの状況報告、運営委員会からの報告事項の検討などし、議事録を「ボランティアだより」にまとめ、メール、FAX、レターで発信して、情報の共有化を図っています。

若手ボランティアグループ「ユニティブ」は定期的に活動を行いました。毎月Zoomを利用し勉強会を開き、情報共有の場としています。勉強会の内容は下記の通りです。

ユニティブ勉強会 開催一覧 2023年1月～12月

開催日	テーマ	開催日	テーマ
1月11日	新春交流会に向けて	7月5日	アフリカについて学ぶ2
2月8日	新春交流会・ウォークの企画	8月1日	セミナーで学んだこと
3月1日	ウォークに向けて	9月5日	地球環境と人口増加1
4月5日	セミナーに向けて	10月3日	地球環境と人口増加2
5月10日	セミナーのZoom担当/ウォークの感想	11月7日	地球環境と人口増加3
6月6日	アフリカについて学ぶ1	12月5日	地球環境への私達の取り組み

6. 会議の状況

- 運営委員会 毎月第二水曜日に事務所で開催。

当協会の活動状況を確認し、協会自体の活性化を検討します。委員会で話し合われた内容はすべて「ボランティア連絡会」に報告し、ボランティア間での情報の共有を密にしています。

- ボランティア連絡会（前項5.「ボランティアの状況」を参照）

- 2023年協定組織オンライン事務局長会議 3月2日

全国26の協定組織の事務局長、日本ユニセフ協会職員が参加（大阪からは宮島事務局長と萬浪事務局長）して行われました。日本ユニセフ協会各部から年間の報告と次年度の計画発表、総務部、団体・企業事業部から報告と計画発表、各協定地域組織より活動報告がありました。

- オンライン会議 3月13日

協定地域組織（京都綾部、奈良、兵庫、大阪）の代表で情報交換をしました。

- 第26回理事会 3月23日／第13回定時会員総会 3月23日 いずれも難波市民学習センター研修室（OCATビル4階）で開催。

「2022年度事業と運営の概要報告、収支決算報告」「2023年度事業方針、事業計画、収支予算」「顧問・理事・監事選任、常務理事選任」の議案が原案通り可決、承認されました。

- 日本ユニセフ協会学習講師研修会 6月30日 日本ユニセフ協会

全国26の協定地域組織から担当者が参加。大阪は住本氏が現地で、宮島、萬浪、小山の三氏がオンラインで参加しました。日本ユニセフ協会学校事業部による出前授業のプレゼンテーション例の紹介、地域組織参加者からの質疑応答が行われました。

- 第27回理事会 11月30日 難波市民学習センター研修室（OCATビル4階）で開催。

「2023年1月～9月の事業と運営の概要報告」、「2024年度事業方針（案）」、「事業計画（案）」、「2024年度収支予算（案）」、「顧問・理事の選任および退任の件」の議案が原案通り可決、承認されました。

以上

Ⅲ. 2023年度収支決算書

大阪ユニセフ協会

〔収入の部〕

単位： 円

		2023年度決算	摘 要
助成金収入	運営助成金	2,828,000	協力協定第5条に基づく助成金
	地域普及助成金	5,943,600	協力協定第6条に基づく助成金
	特別事業助成金	0	
	助成金小計	8,771,600	
会費収入		1,284,000	
寄付金収入		0	
雑収入		13	預金利息他
募金受入金		37,599,202	
	収入小計	47,654,815	
前期繰越金		766,212	
収入合計		48,421,027	

〔支出の部〕

		2023年度決算	摘 要
事業費	催事費	641,698	事業計画による催事費用
	資料製作費	714,090	大阪通信、年次報告書等製作費
	旅費交通費	245,650	
	通信運搬費	1,020,801	大阪通信郵送代、事務所電話代、インターネット・HP費用ほか
	消耗品費	188,729	写真パネル作成費用ほか
	ボランティア費	815,440	ボランティア交通費、保険料
	アルバイト費	0	
	光熱水費	135,257	事務所空調費、電気代
	建物賃借料	1,300,800	事務所、4階倉庫使用料
	OA機器リース料	145,848	PCプリンター兼コピー機、セキュリティ機器リース料
	事務局スタッフ費	1,646,670	事務局スタッフ費用
	雑費	36,668	郵便口座募金振込手数料
	事業費小計	6,891,651	
	運営費	会議費	30,427
通信運搬費		0	
消耗品費		470,459	一般文房具、封筒、コピー用紙、印刷代
図書資料費		57,733	新聞代、参考図書購入費
印刷製本費		0	
光熱水費		67,534	事務所空調費、電気代
建物賃借料		650,400	事務所、4階倉庫使用料
OA機器リース料		65,400	PCプリンター兼コピー機、セキュリティ機器リース料
備品購入費		776,380	パソコン3台及び付属品購入
旅費交通費		343,880	事務局スタッフ交通費
事務局スタッフ費		823,330	事務局スタッフ費用
雑費		5,720	銀行振込手数料ほか
運営費小計	3,291,263		
事業費・運営費小計	10,182,914		
募金払出金		37,599,202	
事業費・運営費・払出金小計		47,782,116	
次期繰越金		638,911	
支出合計		48,421,027	

2024.01.17

IV. 役員名簿（敬称略、役職別、50音順）

2024年7月末現在

顧問

姫野 勉 外務省特命全権大使（関西担当）
 藤 洋作 関西電力顧問
 （顧問2名）

小林充佳 西日本電信電話相談役
 小山富美子 大阪ユニセフ協会登録ボランティア
 齋藤昌弘 三晃空調取締役会長
 坂井勝恵 大阪いずみ市民生活協同組合理事
 関百合子 堺市教育委員会教育長
 多田勝哉 大阪市教育委員会教育長

会長・理事

出田善蔵 桃山学院大学理事長

辰巳砂昌弘 大阪公立大学学長

副会長・理事

古野喜政 毎日新聞社社友

谷本弥生 大阪府国公立幼稚園・こども園長会会長

専務理事

タン ミッシェル 大阪府生活協同組合連合会会長理事

辻 一郎 毎日放送客員

常務理事

高橋知史 大阪シティ信用金庫理事長

西尾章治郎 国立大学法人大阪大学総長

田中宏和 連合大阪会長

長谷川一明 西日本旅客鉄道代表取締役社長

本荘武宏 大阪ガス取締役会長

濱崎 寛 医療法人健全会理事長

宮島登美子 日本テレマン協会理事

藤野真奈 ガールスカウト大阪府連盟副連盟長

宮本信之 関西電力執行役常務

堀井良殷 関西・大阪21世紀協会顧問

三林京子 女優・作家

宮坂久美子 日本航空常務執行役員西日本支社長

宮部義幸 関西経済同友会代表幹事

もず唱平 大阪国際平和センター特別顧問

森田正人 NHK大阪拠点放送局長代行

山中和貴 吉本アドミニストレーション

理事

秋田拓士 近鉄百貨店代表取締役社長執行役員

代表取締役社長

飯田保之 近鉄グループホールディングス
 執行役員

弓場美幸 大阪ユニセフ協会登録ボランティア

伊東徹二 日本ボーイスカウト大阪連盟事務局次長

吉川秀隆 大阪府国際交流財団理事長

上田恵子 国際ゾンタ 26区エリア3

吉田憲司 国立民族学博物館館長

大阪Iゾンタクラブ会長

和氣邦夫 元ユニセフ東京事務所所長

梅原啓志 大阪市経済戦略局都市間交流担当部長

監事

岡山伸子 NRB日本理容美容専門学校理事長

鯨本智史 税理士

川上 征 電通客員

信岡登紫子 弁護士

木村 勇 元大阪府立大学観光産業戦略研究所

客員研究員

黒川浩明 大阪アーティスト協会会長

（理事41名）

（監事2名）

V. 規約

大阪ユニセフ協会規約

【大阪ユニセフ協会規約（2001年8月施行、2011年4月に全文改正）の第3章第11条を2017年3月に改正】

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、大阪ユニセフ協会という。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を大阪府大阪市浪速区湊町1丁目4番1号大阪シティエアターミナルビル2階に置く。

（目 的）

第3条 本会は、公益財団法人日本ユニセフ協会（以下「日本ユニセフ協会」という）との協力協定に基づき、大阪府において日本ユニセフ協会の定款目的の実現に協力することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、ボランティアの活動により、次の事業を行う。

- (1) ユニセフのための広報及び啓発事業
- (2) ユニセフへの募金協力事業
- (3) その他日本ユニセフ協会の定款目的の実現に協力する事業

第2章 会 員

（会 員）

第5条 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体を会員とする。

（入 会）

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

- 2 会長は会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書類をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会 費）

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、本会の運営費に充当するものとする。

（資格喪失）

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会をしたとき
- (2) 死亡又は団体が解散したとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

（退会及び除名）

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、いつでも退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、除名することができる。
 - (1) この規約の規定に違反したとき
 - (2) 本会の秩序を著しく乱したとき

第3章 役員及び事務局

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- (1) 理事 40名以上50名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

(選任)

第11条 理事及び監事は当該理事及び監事候補者を除く理事会において選任し、理事の中から互選で次の役職者を選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 若干名

- 2 前項による理事及び監事の選任については、直後の総会により承認を受ける。
- 3 前項の総会の承認が得られない場合、当該理事または監事は総会の翌日から理事または監事の地位を失う。ただし、総会の日までに当該理事または監事が行った職務及び参加した理事会決議の効力に影響を及ぼさない。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事会の議決に基づき本会の常務を処理する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき必要に応じて本会の常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、本会の業務を議決する。
- 6 監事は、本会の会計及び業務執行状況を監査する。

(顧問)

第13条 本会に理事会の議決により、顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するために、事務局を設ける。

- 2 理事会の議決を経て、会長が事務局長を任免する。
- 3 必要に応じてスタッフを置くことができる。

第4章 総会

(構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(招集)

第16条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3ヵ月以内に会長が招集し、臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、会長が招集する。
- 3 総会の招集は、会日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、会員に通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決事項)

第18条 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 本会の事業計画と予算
- (2) 本会の事業報告と決算
- (3) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(定足数及び議決)

第19条 総会は、会員の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、総会に出席できない会員は、書面により議決権を行使することができ、出席したものとみなす。

- 2 会員は、各1個の議決権を有する。
- 3 総会の議決は、この規約で別段の定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(改 廃)

第20条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席会員の数（書面による議決者を含む）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、総会に出席した会員の中から選任された議事録署名人2名が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構 成)

第21条 理事会は、理事及び監事で構成する。

(機 能)

第22条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招 集)

第23条 理事会は、年2回以上会長が招集する。

- 2 理事会の招集は、会日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、理事及び監事に通知しなければならない。

(議 長)

第24条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数及び議決)

第25条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、理事会に出席できない理事は、書面により議決権を行使することができ、出席したものとみなす。

- 2 理事会の議決は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席理事の数（書面による議決者を含む）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、理事会に出席した理事の中から選任された議事録署名人2名が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産)

第27条 本会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(財産管理)

第28条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第29条 本会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第30条 この規約は、理事会及び総会において、それぞれ理事現在数及び会員現在数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第31条 本会は、理事会及び総会において、それぞれ理事現在数及び会員現在数の3分の2以上の議決を経て解散することができ、残余財産については日本ユニセフ協会に寄付するものとする。

第8章 補則

(補則)

第32条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、財団法人日本ユニセフ協会が公益財団法人に移行した2011年4月1日から施行する。
- 2 第7条の会費は2011年4月以降、次の各号に掲げるものとする。

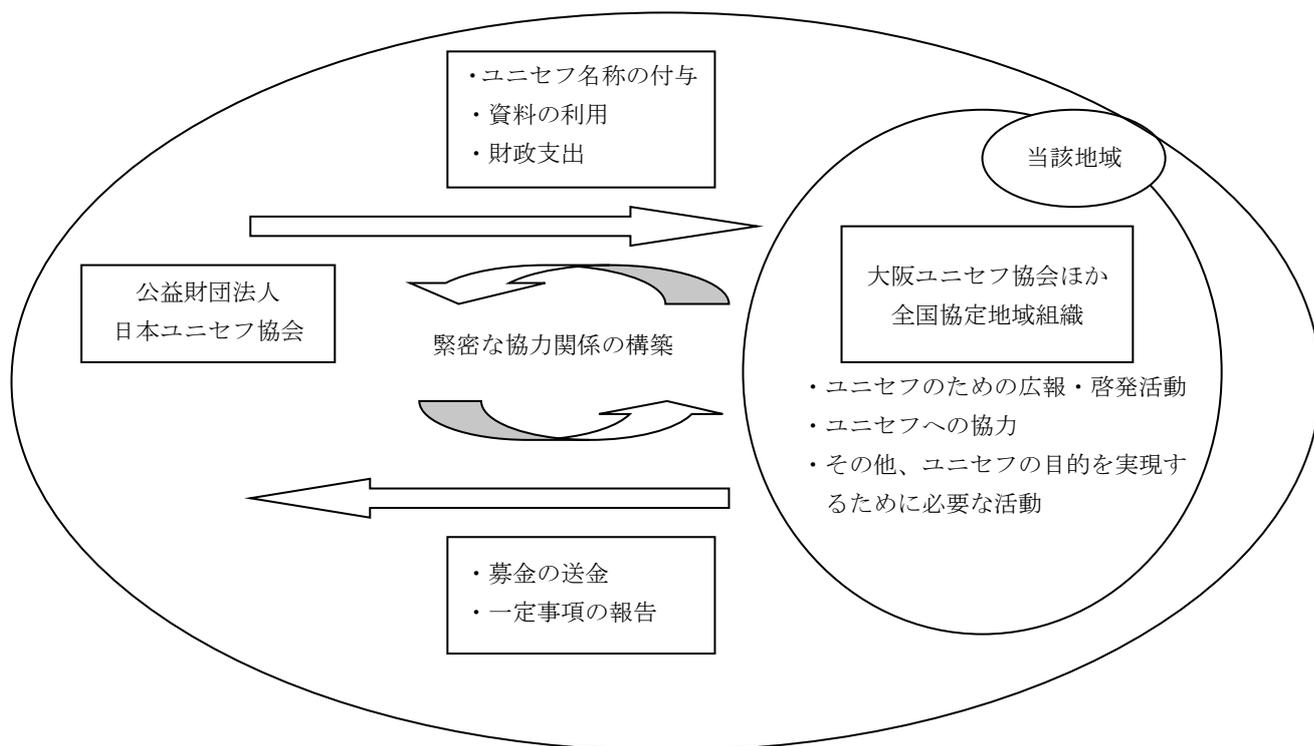
個人	1口	年額	3,000円
団体	1口	年額	100,000円

VI. 運 営 組 織

総 会	会員(個人会員、団体会員)
理 事 会	顧問、理事、監事
役付理事	会長、副会長、専務理事、常務理事
事 務 局	事務局長、事務局次長
ボランティア グループ	内部連絡、イベント統括、学習協力、写真展、 広報、庶務
会 議	運営委員会、ユニセフ大阪通信編集委員会、ボランティア連絡会

VII. ユニセフ協力協定図

【日本ユニセフ協会と大阪ユニセフ協会（全国協定地域組織）とは、指揮命令関係にあるのではなく、対等な契約当事者としてユニセフ活動を担うものです】



VIII. ボランティア

(1) 名称

大阪ユニセフ協会の事務局と事業活動はボランティアによって支えられています。ボランティア登録者を「ユニセフ ボランティア」と呼びます。

(2) 登録

ボランティア志望者は事務局と面談のうえ「ボランティア登録票」を提出して、仮登録します。ボランティア活動に入ると、本登録としボランティア保険をかけます。

(3) ボランティア活動

ボランティア活動には、次の種類があります。必要に応じて活動の内容を説明します。月初めに翌月以降の「活動予定表」を送付しますので、お申込みください。

- (A) 事務所での活動 事務一般・パソコン処理、広報資料作成・発送、ビデオ等視聴覚教材の貸出し、イベントの準備など。
- (B) 事務所外での活動 音楽会会場などでの募金・広報活動、学校への学習協力、写真展、チャリティイベントへの参加など。

(4) 交通費の支給

報酬は支給しません。原則として活動場所への往復交通費実費を支給します。多数参加のイベントの場合、参加費として一律 500 円を支給します。ハンド・イン・ハンド募金活動については無償とします。

(5) ボランティア保険

活動中および活動場所への往復途上のケガなどの傷害に備えて、ボランティア保険をかけます。傷害事故が起きた場合、すみやかに事務局に連絡してください。

(6) ボランティア連絡会

毎月最終水曜日午後 1 時からボランティア連絡会を開催します。参加は任意です。連絡会の議事内容は「ボランティアだより」でお知らせします。

(7) 送付物および行事への参加

毎月「ボランティアだより」、年 4 回「ユニセフ大阪通信」を送付します。大阪ユニセフ協会主催の勉強会、講演会、新春交流会へ参加できます。なお、登録後に「ボランティア入門講座」を受講することをお勧めします。

(8) 登録の取り直し

- (A) 本人の申し出により取り消します。
- (B) 住所等の変更が届け出されず連絡がとれなくなった場合、取り消します。
- (C) 1 年間活動がなかった場合、継続の意向を確認した上で取り消します。

大阪ユニセフ協会の所在地図



大阪ユニセフ協会 大阪市浪速区湊町1-4-1 OCATビル2F
 電話 06-6645-5123 FAX 06-6645-5124

